

1

病気やケガで長期間休むとどうなるの???

長期間働けず収入がストップしても出費はとまりません。

リスク

長期間働けなくなると…
休職・退職により収入が減少・
ストップしてしまいます。

収入が減少・ストップしても…出費は止まりません!
働けず収入が減少しても、住居費や光熱費などの生活費、
お子さまの教育費など、生活に必要な支払いは続きます。

公的保障

重度の障害のみ保障
(障害基礎年金)(障害厚生年金)

企業保障

在職中のみ保障
(有給休暇)(傷病手当金) など

私的保障
(保険)

長期の所得減少のリスクは
カバーできません

今までの補償
(公的給付・企業保障・
共済・保険)では
長期の所得減少
リスクはカバー
できません!

家賃
(家のローン)

自動車ローン

携帯電話使用料

光熱費

食費

お子さまの教育

2

長期休業への対応策

死亡・入通院についてはさまざまな補完制度がありますが、長期間休むことによつての所得減少を補完する制度はなかなか準備することができませんでした。

長期休業

家計を直撃

ズッシリ

支出

家のローン
家族の生活費
医療費

所得

安心

家のローン
家族の生活費
医療費
支出

休業補償共済
でカバー

3

「休業補償共済」のポイント

- Point1

長期間にわたる補償(最長、5年間補償されます。)
- Point2

入院中だけでなく自宅療養中も補償(注1)
- Point3

一部復職した場合や退職後も引き続き補償されます。
- Point4

最長3年間精神疾患も補償(年々増加するうつ病などの精神疾患も補償されます。)
- Point5

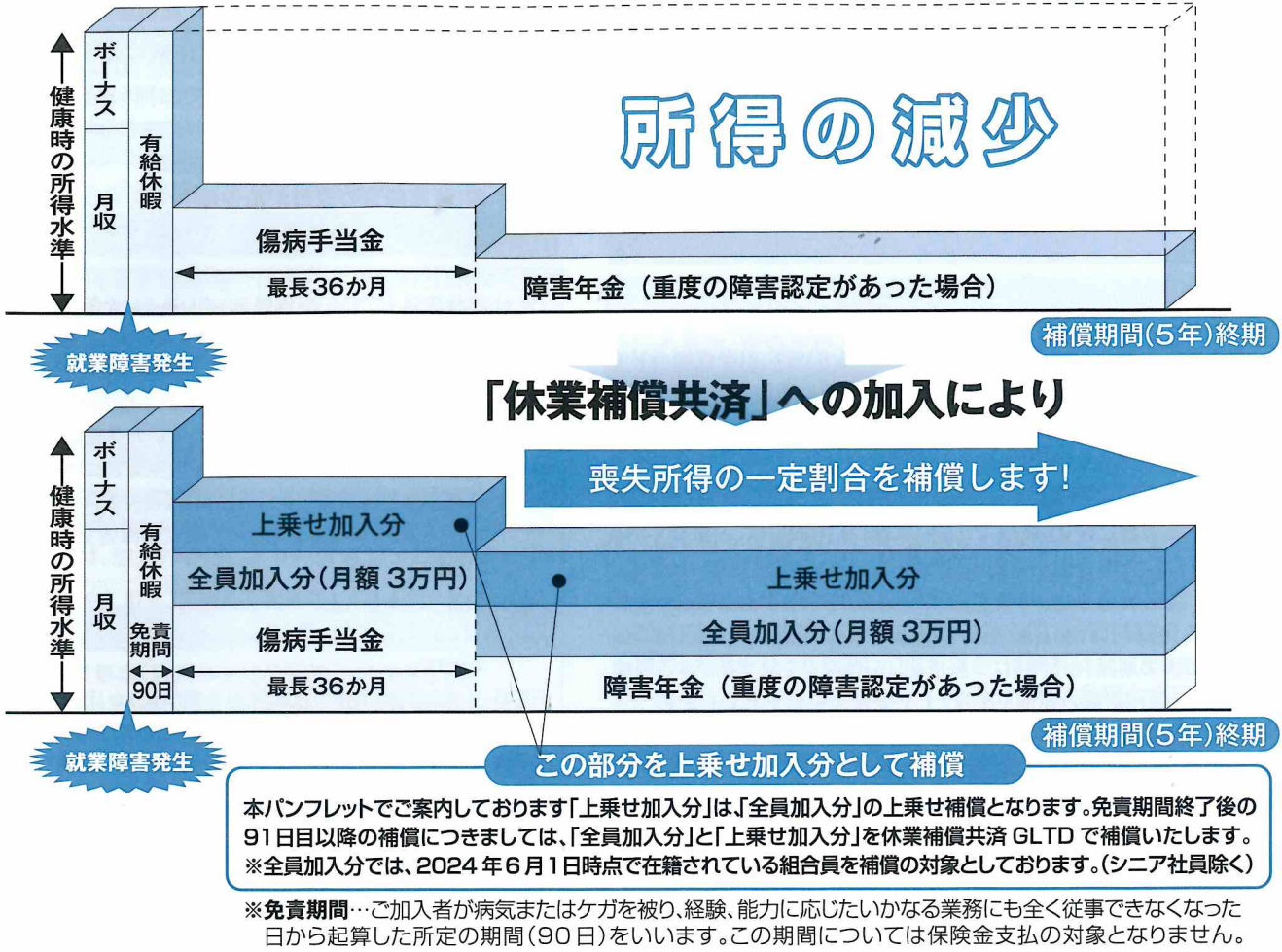
24時間・365日カバーします。(業務中・業務外、国内外、病気、ケガを問いません。)
- Point6

加入手続は告知のみで簡単(注2)(医師による診断は原則として不要です。)
- Point7

団体に加入することで団体割引(20%)が適用され、スケールメリットを生かした制度(個人では加入できません。)

4

補償のイメージ



5

月額保険料(1名あたり) 団体割引 20%

3万円からご加入いただけます 保険料計算方法 保険料(1口)×口数 (上限16口) 補償期間:5年間 免責期間:90日

	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
保険金額(月額)	3万円(1口)		6万円(2口)		9万円(3口)		12万円(4口)	
15~24歳	86円	49円	172円	98円	258円	147円	344円	196円
25~29歳	90円	64円	180円	128円	270円	192円	360円	256円
30~34歳	98円	88円	196円	176円	294円	264円	392円	352円
35~39歳	128円	139円	256円	278円	384円	417円	512円	556円
40~44歳	197円	237円	394円	474円	591円	711円	788円	948円
45~49歳	315円	385円	630円	770円	945円	1,155円	1,260円	1,540円
50~54歳	517円	599円	1,034円	1,198円	1,551円	1,797円	2,068円	2,396円
55~59歳	900円	947円	1,800円	1,894円	2,700円	2,841円	3,600円	3,788円
60~64歳	1,653円	1,551円	3,306円	3,102円	4,959円	4,653円	6,612円	6,204円

※1 加入年齢は2024年6月1日現在の満年齢となります。

※2 保険金額(月額)は、ご加入者の方の給与内容などを勘案のうえ、適正な金額となるように設定してください。なお、保険金額(月額)の設定が平均月間所得額を上回った場合、平均月間所得額を上回る部分については保険金はお支払いできませんので十分ご注意ください。

※3 本パンフレットでご案内しております「上乗せ加入分」は、「全員加入分」の上乗せ補償となります。全員加入に上乗せ任意加入を導入した場合、任意加入の加入人数に関わらず「全員加入と同じ団体割引」が適用されます。
上記保険料は、団体割引20%を適用した場合の「上乗せ加入分」の保険料です。2024年6月1日時点での全員加入分の加入者数が1,000名未満の場合は、次年度の団体割引率が変わるため、次年度の保険料を変更させていただきます。

※4 前年度契約の保険始期日時点での被保険者毎の保険金額により保険料を算出しております。今年度契約の保険始期日時点での加入状況によっては「保険金額倍率による割増」が適用され、次年度契約の保険料が変更となる可能性があります。

※5 2024年6月1日現在の加入率により次年度契約の保険料が変更になる場合があります。
加入率 = 上乗せ加入分の加入者数 ÷ 団体構成員数(組合員数)

※上記Point1~7は商品の特徴を示しています。詳しくは必ず重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください。

(注1)医師の指示に従い自宅療養をしていること等により就業障害と判断できる場合に限りです。

(注2)事実を告げなかった、または事実ではないことを告げた場合には契約が解除となり、保険金をお支払いできないことがあります。健康状態告知書は必ずご加入者ご本人がご記入ください。健康状態告知書にてご記入いただいた内容に基づいてお引受けの可否を判断させていただきます。